

# こぎこ 小 木 の 子



富士第二小学校  
学校だより  
令和4年11月22日

## 11月20日は「世界子どもの日」「富士市子どもの権利の日」

「子どもの日」というと5月5日を思いおこしますが、11月20日は「世界子どもの日」です。1954年に、世界の子どもたちの相互理解と福祉の向上を目的として、国連によって制定されました。なぜその日になったかという、1959年11月20日に国連総会で「子どもの権利宣言」が採択され、その30年後の1989年の11月20日に、すべての子どもに人権を保障する初めての国際条約『子どもの権利条約』が、国連総会で採択された日だからです。



これまでもお知らせしていますが、富士市では、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもに優しいまちづくりを推進することをねらいとして、令和4年4月1日に県内では初となる「富士市子どもの権利条例」が施行されました。今年度は施行初年度ということもあり、リーフレットの作成・配布や開設した相談窓口紹介カードの作成・配布、子どもに携わる団体や小学校への出前講座等、条例の普及・啓発、理解促進の取組が行われています。また、11月20日を「富士市子どもの権利の日」とし、啓発用横断幕の掲示や小学校での出前講座、子供向けクイズ等、キャンペーンが行われました。

先日、キャンペーンの一環として開かれたシンポジウムに参加し、市担当職員から先述の取組の様子や条例策定に携わった野村教授の講話を聞きました。その中で紹介されていた「子どもの権利」を改めて確認してみましょう。富士市子どもの権利条例では、次の4つの権利を特に大切なものとして規定しています。

### (1) 差別の禁止（条例第2条）

子どもが人種、性別、障害そのほかの子どもまたはその家族の状況を理由としたあらゆる差別や不利益を受けることがないこと

### (2) 子どもの最善の利益（条例第3条）

子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること

### (3) 生命・生存・発達に対する権利 （条例第6条）

子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢や発達にふさわしい環境の下、一人一人の個性が尊重され、安心して成長し、発達することができること

### (4) 子どもの意見の尊重（条約第12条）

子どもが自分の意見などを自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長・発達に応じて受け止められ、尊重されること

わたしは、……



(4) 「子どもの意見の尊重」にあります。子どもの表明した意見をよく聞き、真剣に受け止めるのは、私たち大人の役目となります。そのためには、発した言葉に込められた思いを汲み取る、子どもがどのように感じ思っているかをとらえることが大切です。

学校でも、子どもが意見を表明し取り組んでいく場を設け、子どもの思いを生かした教育活動を続けていきます。